

七、要 求 事 項

- 1、毎月の收入計算報告を確實になすこと
- 2、券番口銭を登録となし藝妓收得を九錢五厘とする
- 3、常備車夫三名とし各人の月給を六拾圓と定む
- 4、歌舞音曲に關する費用は如何なることあるも藝妓各一人宛登録となすこと
- 5、券番の事務員は藝妓に對し賄物を所有物の取扱は鄭重にすること
- 6、毎年一回藝妓の總意により事務員を改選し半二回の總會開催
- 7、藝妓寄進の費用は藝妓自發的意恩外は券番當局に於て強制若くは勸誘することなきこと
- 8、券番取締役は藝妓過半数の意見は尊重すること

八、經 過

- 9、藝妓置屋組合員より券番會計の監査を三名選ぶこと
 - 10、毎年一回必ず藝妓慰安會を催す
 - 11、藝妓檢定試験に際しては藝妓置屋員より二名立會させること
 - 12、罷業に附帶する全賃費は今月よりの券番口銭より支出すること
- 五月九日午前三時伊國町の旅館に籠城するや等しく取締役に不満を持つ伊國町藝妓置屋並料理屋全員十三名も應援指導に努めたのである。
- 争議國代表三名は同日午前七時半後藤寺塔伊田派出所を訪れ歎願書を提出し券番買生の爲取締方を要請すると共に協力を重ね同日午後八時要求書を作成し翌十日券番取締に提出した